

めざします企業の繁栄と社会への貢献

ほうじん

公益社団法人 松山 法人会

No.100

発行所 (公社)松山法人会広報委員会

事務局 〒790-0067

松山市大手町2丁目5-7

(愛媛中小企業指導センター内)

TEL 089-941-7711

FAX 089-947-4251

発行日 平成26年3月

HP <http://www.matuyama-hojinkai.or.jp/>

「ほうじん」 第100号発行を記念して

森田会長挨拶



このたび松山法人会広報誌「ほうじん」が記念すべき発行100号を迎えることとなりました。歴代の広報委員会の皆様方をはじめ、行政機関、関係各位に対しまして、深く御礼申し上げます。

松山法人会は、「よき経営者をめざすものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、税に対する意識の向上と社会の健全な発展に貢献する団体」として、結成以来、社会システムの根幹である「税」と社会にお役に立つ貢献活動を展開して参りました。

当会は平成25年4月より「公益社団法人」として発展的に組織を衣替えし、新たなスタートを切りました。法人会の活動内容を一般の方々にも理解していただき、今まで以上に公益性の高い社会貢献事業を充実・強化していくためには、この広報誌「ほうじん」が果たすべき役割は、一段と重要性が増してくるものと思います。今後は、会員事業所の皆様はもちろんのこと、地域の皆様がたにとっても有益となる幅広い情報の発信に努めて参りたいと存じますので、皆様の更なるご協力、ご支援をお願い申し上げます。



第10号
(昭和58年9月)



第25号
(平成6年9月)



第40号
(平成16年10月)



第50号
(平成19年12月)



第80号
(平成23年9月)

目次

- ・ほうじん 100号発行を記念して ----- P1
- ・青年部会が「夢きらきらプログラム」を開催 --- P2
- ・松山税務署からのお知らせ ----- P3
- ・労務便り Vol.19 ----- P4 ~ P5
- ・愛媛県からのお知らせ ----- P6
- ・社・中年歯科検診フォーラム ----- P7
- ・女性部会がアクリル毛糸たわしを贈呈 ----- P7
- ・えひめ結婚支援センター成婚300組を突破 ----- P8
- ・第11支部が出会いイベントを開催 ----- P8

青年部会 租税教室 租税教室がキャリア教育と交流の場を提供

『夢きらきらプログラム』

4校で開催

法人会では、毎年、会員が講師になり、税金とは何か？税金の種類には？といった事を伝える教室（租税教室）を行っています。青年部会では、夢語り人（働く大人）を学校に招き、夢について子ども達と語りあう「夢きらきらプログラム」を開催し、「夢を持つ大切さ」「その夢は多くの人やモノに支えられているということ」、そして「いつか大人になったら、未来の子ども達の夢をあなたたち（子供たち）が支えていかななくてはならないということ」を子供たちに伝え、「支え」の一部である「税金」の大切さを子供たちに発見してもらいたいと考えています。

今年度は、4校で実施し、スタッフ延べ68名、夢語り人98名の方に参加頂きました。



▲電子黒板を用いた租税教室風景

◆租税教室に参加して
租税教育委員長 向井 英樹氏
 ((株)エル・エス・エム)

租税教室「夢きらきらプログラム」も本年度で5年目を迎えました。普段何気なく生活をしていく中で、生活と税金の関わり合いや税金の必要性に気づいてもらえればという思いでこの事業に取り組んでいます。また「夢語り人」と呼ぶ職業人との語り合いも児童たちにとって、素晴らしい出会いや経験となり、夢に向かって新たな第一歩を踏み出してもらえればと思います。そして将来、日本を支えていく立派な大人になってもらいたいと強く感じています。



▲夢語り人の説明を聞く児童たち

▼伊予市立郡中小学校（1/30）にご参加いただいた夢語り人の皆様



松山税務署からのお知らせ

平成26年4月1日から消費税率が引き上げられます。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

主な改正内容

1 消費税収入の使途が明確化されました。

⇒ 国分の消費税収入については、社会保障給付並びに少子化対策に要する経費（社会保障4経費）に充てるものとされ（社会保障目的税化）、
地方消費税（引上げ分）及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています（社会保障財源化）。

2 消費税率を引き上げることとされました。

⇒ 次のとおり段階的に引上げが行われます。

・平成26年4月1日から8%（消費税6.3% 地方消費税1.7%）

・平成27年10月1日から10% ※（消費税7.8% 地方消費税2.2%）

※経済状況等を総合的に勘案した上で、税率引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

3 税率引上げに伴う経過措置が設けられました。

⇒ 適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとする経過措置が講じられています。

消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。

消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないよう、政府として、強力かつ実効性のある転嫁対策等を実施するため、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年10月1日施行「消費税転嫁対策特別措置法」）において、消費税の転嫁等に関する様々な施策を講じています。

消費税の価格転嫁対策の内容については、内閣府ホームページ「消費税価格転嫁等対策」（下記URL）をご覧ください。

<http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html>

《消費税価格転嫁等総合相談センター》

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されました。

同センターでは、①転嫁に関する問合せ、②広告・宣伝に関する問合せ、③消費税総額表示に関する問合せ、④便乗値上げに関する問合せを受け付けています（税に関する問合せは、最寄りの税務署へお問い合わせください）。

ご相談は、専用ダイヤル又はHP上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル：0570-200-123

【受付時間】平日9:00～17:00（平成26年3月・4月は土日も受付）

URL：<http://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受付）

総額表示義務の特例

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」により総額表示義務の特例が設けられています。特例の内容は次のとおりです。

○総額表示義務の特例

平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間、現に表示する価格が税込表示であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しないこととされています。

《特例を適用する場合の価格表示例》

〇〇〇円（税抜き）

〇〇〇円（税抜価格）

〇〇〇円（本体価格）

〇〇〇円＋税

国税庁では、ホームページに、「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」の特集ページを設け、消費税法の改正内容等の広報・周知を行っています。

○国税庁ホームページ（URL）

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm>

労務だより VOL.19**～全員参加型社会の実現に向けて～****①生涯現役！高年齢者を活用しよう。**

社会保険労務士
安井 隆悟

社会保険労務士事務所オフィス大地 代表社労士

〒790-0065 松山市宮西1丁目4番43号

大智ビル4階（レンタルオフィスBAS内）

プロフィール：昭和45年北海道生まれ

運送業経営（約13年半）他 労働行政非常勤嘱託職員（2年）を経て、フリーランスの開業社会保険労務士として活動中。

はじめに、「ほうじん」第100号の発刊をお祝い申し上げますと共に、毎号精魂を傾け編集発行に携わってこられた関係者の皆様の努力と熱意に、心より敬意を表します。

高年齢者の雇用を取り巻く現状の概況

年金支給開始年齢の引き上げ

平成25年4月2日に60歳になった男性（昭和28年4月2日生）を皮切りに、報酬比例部分についても支給開始年齢の段階的な引き上げが開始されました。現在、男性の支給開始年齢は61歳ですが、昭和36年4月2日生まれの男性（現在52歳）、昭和41年4月2日生まれの女性（現在47歳）からは原則として特別支給の老齢厚生年金は支給されず、65歳の原則支給を待つこととなります。雇用の分野における高齢社会対策は今後も引き続き重要な政策課題です。

報酬比例部分の額

報酬比例部分は文字通り、在職期間中の報酬の額に応じた部分であり、受給額は人それぞれ、目安として月給20万円で40年間被保険者だった方の場合の月額が、5万円を少し超えるくらいですから、被保険者期間が短い方などの場合は数万円に満たないケースも決してめずらしくはありません。また、ずっと自営業者などで厚生年金の被保険者期間がない方については、国民年金の保険料を40年間全て納付していたとしても、65歳になるまで公的年金給付を受給することは出来ません。

高齢法による雇用確保措置

年金支給開始年齢の段階的引き上げに合わせた高齢法による雇用確保措置により、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は中小企業で68.5%、大企業で48.9%（平成25年6月1日現在：厚労省まとめ）となっており、いずれも対前年比で上昇していることから国の高年齢者の雇用施策は着実に進展していると言えます。また、特筆すべきは中小企業の取り組みが進んでいる点です。高年齢者雇用に中小企業が果たす役割は大変重要であると言えます。

高年齢者雇用継続給付

平成24年度の支給総額は約1,745億円、一月一人当たり平均給付額は25,134円

制度の存在意義を問う意見がある一方、実態として労使間で広く定着し、高年齢者の雇用促進に重要な役割を果たしているとし、当面存置することとされていますが、今後の高年齢者雇用の動向を注視しつつ、その在り方について改めて再検証すべきと付言されています。

（労働政策審議会雇用保険部会資料より）

60歳以上雇用者の雇用形態等と就労意識について

役員を除く雇用者のうち約7割は非正規雇用。また内閣府の意識調査から65歳までに退職したい人の割合は3割に満たず、多くが70歳以上或いは働けるうちはいつまでも働きたいと回答していて、働きたい理由のトップには経済上の理由が、その他経験が活かせること、体力的に軽いことなどがあげられています。再就職先としてはサービス業・製造業が多く、60歳を境に非正規雇用を希望する方もいます。就労に対する価値観は、まさに人それぞれと言えます。

企業の高年齢者の雇入れや、環境整備促進のための主な助成金

多くの高年齢者が引き続き雇用されることが可能になった一方、新たに職を求める高年齢求職者もたくさんいらっしゃいます。ここで、高年齢求職者の雇入れの促進等に係る主な助成金を紹介します。

	特定求職者雇用開発助成金	高年齢者雇用開発特別奨励金
対象者年齢	60歳以上 65歳未満	65歳以上
雇入れ条件	雇用保険一般被保険者として雇入れ、助成金の支給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実であると認められることなど	1年以上雇用することが確実であると認められることなど
支 給 額	週所定労働時間 30 時間以上 中小企業 90 万円 大企業 50 万円	
	週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満 中小企業 60 万円 大企業 30 万円	

※雇入れ条件には他にも「ハローワーク等の紹介により雇い入れること」など、さまざまな条件があります。

ご検討の際は必ず支給要領等をご確認下さい。

特定求職者雇用開発助成金の受給例

当社は中小企業です。62歳6か月のAさんの時給800円、フルタイムの嘱託職員として採用し2年半に渡り勤務して頂きました。このたびAさんは当社規定の定年年齢の65歳に達し、円満退職されました。Aさんの後任には、また高年齢者の方を雇入れようと思いをします。

この会社の1か月平均所定労働時間数を160時間とすると、Aさんの2年6か月間の賃金総額は、 $160 \text{ 時間} \times 800 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} \times 2.5 \text{ 年} = 3,840,000 \text{ 円}$

特定求職者雇用開発助成金の支給額は900,000円ですから、

実質の賃金総額は $3,840,000 \text{ 円} - 900,000 \text{ 円} = 2,940,000 \text{ 円}$

$2,940,000 \text{ 円} \div 4,800 \text{ 時間 (2年6か月)} = 612.5 \text{ 円} \Leftrightarrow 1 \text{ 時間当たりの実質負担額}$

社会保険料約600,000円を加えた1時間当たりの実質負担額は737.5円になります。

同様に例えば所定労働時間が週25時間の短時間勤務を希望される高年齢者を採用した場合の助成金額は600,000円です（健康保険や厚生年金の被保険者とはならない労働条件です。）

尚、特定の年齢層の雇用を促進する国の施策を活用し、60歳以上の高年齢者に限定して募集する場合には、例外的に年齢制限をすることが認められています。（例外事由3号-二）

高年齢者雇用安定助成金

I 高年齢者活用促進コース

高年齢者の活用促進のための雇用環境整備を実施する事業主に対する経費助成。

II 高年齢者労働移動支援コース

定年を控えた高年齢者で、その知識経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、民間の職業紹介事業者の紹介により雇い入れる事業主に対して助成。

支給額は支給対象者1人につき、週所定労働時間30時間以上の場合70万円、20時間以上30時間未満の場合40万円です。

※詳しくは、(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構へお問い合わせください。

助成金を受給することは、すなわち国の施策に協力することです。受給にあたっては労働基準法をはじめとする、労働社会保険諸法令の遵守が不可欠です。

助成金を活用して適正な労務管理を推進してみませんか。同じ助成金を繰り返し受給し多額の助成金を受給している例も決して希ではありません。国の雇用促進施策は各企業それぞれの創意工夫で新たな素晴らしい雇用が創出されることを応援しています。

愛媛県からのお知らせ



「瀬戸内しまのわ2014」 開催



愛媛県・広島県では、世界に誇れる瀬戸内海の魅力を広く発信していくため、瀬戸内しま博覧会「瀬戸内しまのわ2014」実行委員会を立ち上げ、瀬戸内海国立公園指定80周年並びに瀬戸内しまなみ海道開通15周年を迎える2014年に、「瀬戸内しまのわ2014」を開催します。

開催にあたっては、両県の島しょ部及び臨海部で、瀬戸内海の観光ブランドの認知度向上、国内外からの観光入り込み客や交流人口の拡大を図るとともに、県域・市町域を越えた広域のネットワークを構築し、地域の人々が主体となった豊かな地域づくりを目指します。

【開催エリア】 愛媛県・広島県の島しょ部及び臨海部（愛媛県：松山市、今治市、上島町）

【開催期間】 平成26年3月21日（金・祝）～10月26日（日）

※期間中、200以上のイベントを実施

- オープニングイベント 平成26年3月21日（金・祝）広島県廿日市市宮島
- クロージングイベント 平成26年10月26日（日）今治市大三島（予定）

【問い合わせ先】 瀬戸内しま博覧会「瀬戸内しまのわ2014」実行委員会
愛媛県本部（愛媛県観光物産課内）Tel089-912-2494
「瀬戸内しまのわ2014」のHPはこちらから
<http://www.shimanowa2014.jp/>